## 新型コロナ第2波への備え

# 日常医療とコロナ対応を両立
## 安心して受診できる環境を整備する

平川　和美
（藤沢市公明党）

**質問　新型コロナウイルス感染症のこれまでの経過を振り返り、今後心配される第2波に備えた対応が必要と考えるが、市民が安心して受診できる医療の提供に向けてどのように取り組むのか、市の見解を聞きたい。**

**また、院内感染を含む感染防止のため、臨時的・特例的な取扱いとして、保険の適用対象となる範囲が拡大されたオンライン診療等を充実させるべきと考えるが、見解を聞きたい。**

答弁　地域における医療提供体制を可能な限り維持するためには、日常医療とコロナ警戒体制を両立させていくことが重要と考える。

第2波への備えとしては、引き続き医師会をはじめとした関係機関と連携を図り、市内医療機関の協力を得ながら、市民が不安なく日常の医療提供を受けられる環境整備に努めていく。

オンラインによる診療及び服薬指導は、新型コロナウイルス感染症が拡大している状況において、医療機関や薬局の施設内における接触感染や飛沫感染の防止、いわゆる「三つの密」を避ける観点から有効な診療方法と考える。

しかし、この診療方法が時限的・特例的な取扱いによるものであることなどから、引き続き、市内の医療機関及び薬局の状況や、今後の国・県の動向等を注視していく。

日常医療とコロナ警戒体制の両立を図る＝市民病院

## 部活動の集大成
### 市大会等の開催を

西　智
（市民クラブ藤沢）

**質問　中学校における部活動は再開されるが、今夏に行われる予定であった全国中学校体育大会や全国中学校総合文化祭の中止が決まり、部活動の集大成の場がないことによる生徒の失望は計り知れない。せめて藤沢市の大会や発表会を開催すべきと考えるが、教育委員会の見解を聞きたい。**

**また、コロナの影響のなか、子どもたちの学びと健やかな成長を今後どのように支えていくのか聞きたい。**

答弁　部活動の集大成の場として、運動部については、藤沢市中学校体育連盟が形式等を工夫した上で、7月下旬から8月上旬にかけて藤沢市レベルの大会を実施する方向で検討している。文化部についても、現在中学校校長会において実施方法や開催時期等を検討している。

新型コロナウイルス感染症から市民の生命・財産を守ることは最優先課題であり、将来を担う子どもたちの生命を守り、健やかな育ちと学びを確保することに全力で取り組んでいく。これまでも学校再開に万全を期すとともに、1人1台のパソコン導入を前倒しする取組などを進めてきた。

今後も、子どもたちの学びの確保に必要な施策には、しっかりと財源を配分して、着実に進めていく。さらに地域の皆様の協力を得ながら、健やかな育ちと学びの場の充実を図っていく。

## 状況の変化に即応
### 感染症に強いまちへ

杉原　栄子
（ふじさわ湘風会）

**質問　新型コロナウイルス感染症との闘いは長期戦となり、これまでの常識の観念も変わってきている。新型コロナウイルスへの全般的な対応については、状況の変化にすぐ対応できるよう、可能な限りの予測と備えをもって、市長のリーダーシップを発揮することが必要と考える。**

**また、国や県の動向を待つのではなく、市が先立ち対応策を打つべきと考えるが、見解を聞きたい。**

答弁　緊急事態宣言は解除されたが、市内経済や市民生活に深刻な影響が続くものと考えている。今後も状況の変化に即応できるよう、現場の情報を収集・分析し、感染再拡大を防止しながら経済を回す新たなステージに取り組んでいく。

引き続き国や県の取組と連携した迅速な対策を実施するとともに、新たな商品券事業をはじめ本市独自のさらなる支援策も積極的に検討し進めていく。

部活動の集大成に向け練習に励む＝六会中学校

## 早期に体制を構築
## 感染症対策部門
## 職員の危機意識を高める

清水　竜太郎
（民主・無所属クラブ）

**質問　感染症対策は危機管理と同じく、初動こそが大事である。国や県に先駆けた対策を打ち出すべきだが、本市では当初の危機意識が低かったと感じる。市役所全体の危機意識を高め、初動の立ち上げを早めるためには、保健所の感染症対策部門を福祉健康部から切り離し、危機管理を専門とする防災安全部に移すべきと考えるが、見解を聞きたい。**

答弁　感染症対策を災害における危機管理と捉え、それを担う防災安全部が一体的に所管することについては、災害対策における指揮本部体制や災害対策と連動した業務継続計画の発動による職員応援体制の確保など、一定の部分でメリットがあると考えている。

一方で、緊急事態宣言など、国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく対応は、藤沢市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき行うこととしており、その所管は感染症対策を専門的に担う必要があることから保健所としている。

本市はこれまで、福祉健康部だけでなく防災安全部も連携した全庁的な体制の下、災害対策連絡会議や健康危機管理拡大対策本部会議を設置して情報を共有するなど、危機意識を持って対応を図ってきた。

引き続き、感染症対策を含めた危機管理体制の再構築等も検討するとともに、全職員の危機意識を高め、庁内を横断した柔軟な体制で対応していく。

## インクルーシブ公園
### 多様性を学ぶ契機に

石井　世悟
（市民クラブ藤沢）

**質問　本市では公園を「まちの庭」と表現し、地域の居場所として重要視している。障がいの有無にかかわらず、子どもたちが安心して遊ぶことができ、みんなが助け合い、補い合うことを考えるきっかけとなるため、いわゆるインクルーシブ公園を市内に設置する意義は大きいと考える。地域と時代のニーズをつかんだ公園整備について、市の見解を聞きたい。**

答弁　本市では、ふじさわ障がい者プラン2020「きらりふじさわ」の中間見直しにおいて、「バリアフリーのまちづくりとしての環境整備」を施策の方向性の一つとして位置づけている。

インクルーシブ公園の整備については、関係部局等と連携を図りながら、誰もが利用しやすいまちづくりの視点を踏まえ、公共施設等のユニバーサルデザイン化を調査研究していく。

現在、公園施設長寿命化計画に基づき既存施設の改修・更新を行っているが、計画策定から10年が経過していることから、計画の見直しを行っていく。

今後も時代の変化や地域のニーズに合わせて、遊具等の施設や公園内の広場のありようを検討していく。さらに、効率的な維持管理を行うため、公園愛護会の設立の促進を図るとともに、公園施設全体の現状のストック効果（※）を評価し、持続可能な公園施設の改修・更新を目指し、取組を進めていく。

## コロナ禍の災害避難
### 感染症対策との両立

神尾　江里
（民主・無所属クラブ）

**質問　新型コロナ禍で自然災害が起きた際、避難所での感染予防とプライバシー保護のため、避難所の増設や感染症対策の資機材等が必要と考えるが、確保状況を聞きたい。また、感染をおそれて避難をためらうことがないよう、市民が避難の判断を適切に行うための取組と、感染症対策を備えた避難所開設訓練や運営マニュアルを作成し、住民と共有すべきと考えるが、見解を聞きたい。**

答弁　避難所の確保状況としては、市民の家の開放に加え、車両による避難が分散避難に有効なため、大規模な駐車場を有した公共施設等を風水害時の一時的な避難先に位置づけるための協議を進めている。感染防止資機材としては、マスクや手袋等の装備品、間仕切りや屋内避難テント等を備蓄しているが、今後はさらに整備を充実させていく。

また、在宅避難や分散避難など避難形態が多様となり判断が難しくなる中で、適切な避難行動を示したリーフレットや、自らが取るべき避難行動を時系列に整理した、マイ・タイムラインをホームページに掲載するなど、市民周知に努めていく。

さらに、県が示した新型コロナを踏まえた避難所運営ガイドラインを参考とした訓練を行い、検証することにより、早期に避難施設運営マニュアルを改訂する。その後、自治会等に周知して訓練を行い、感染防止と避難対策が両立した避難所運営に取り組んでいく。

間仕切りや段ボールベッド等の設営訓練に臨む市職員

また、第2波、第3波では、第1波を大きく上回る強毒性のウイルスが多くの命を奪う可能性もあるため、危機感を共有し可能な限り準備を進めていく。

新型コロナ感染症は社会の様々な分野で生活様式の変化をもたらしており、市政運営も新しい生活や社会の在り方に合わせた進化を遂げられるよう、アフターコロナの時代を見据えた積極的なICT活用などにより、感染症に強いまちへの転換を図っていく。

## 就学援助制度
### 家計の急変も対象に

味村　耕太郎
（日本共産党藤沢市議会議員団）

**質問　新型コロナ禍が子育て家庭にも大きな打撃を与えている。国の学校再開のガイドラインには、就学援助等の早期認定、学用品費や学校給食費等の支給を行うことが示されており、本市においても早急に具体化を図るべきと考えるが、教育委員会の見解を聞きたい。**

答弁　就学援助については、本市では例年、前年の所得で認定審査を行っているが、令和2年度はこれに加えて、新型コロナの影響により失業や大幅な減収等で家計が急変した場合、急変後の家計の状況を加味して審査を行っていく。

**質問　家計が急変した世帯を就学援助制度の対象にしたことを、全校の児童・生徒の保護者に周知すべきと考える。また、就学援助の支給時期を早めるべきと考えるが、見解を聞きたい。**

答弁　新型コロナによる影響が大きいことから、新たにホームページで周知しているほか、学校で全校児童・生徒に例年配付している「就学援助制度のお知らせ」に明記している。また、学校休業措置に伴い就学援助申請期間の再三の延長を行ったことから、学校を通じて全校の児童・生徒の保護者にお知らせを配付するなど、周知徹底を図り、申請漏れ防止に努めていく。

就学援助の認定審査については、申請から支給までに例年でも約4カ月間を要している。今年度は個別の対応が必要な世帯が多くなることが予測される状況だが、可能な限り早期支給ができるよう努めていく。

（※）ストック効果…防災性向上や景観形成、コミュニティ形成など、公共施設の整備直後から継続的に得られる効果。